

津久見市地域福祉計画 概要版

もっとやさしい“つくみ”のこれから

～つなぐ・広げる・地域の輪～



平成20年3月

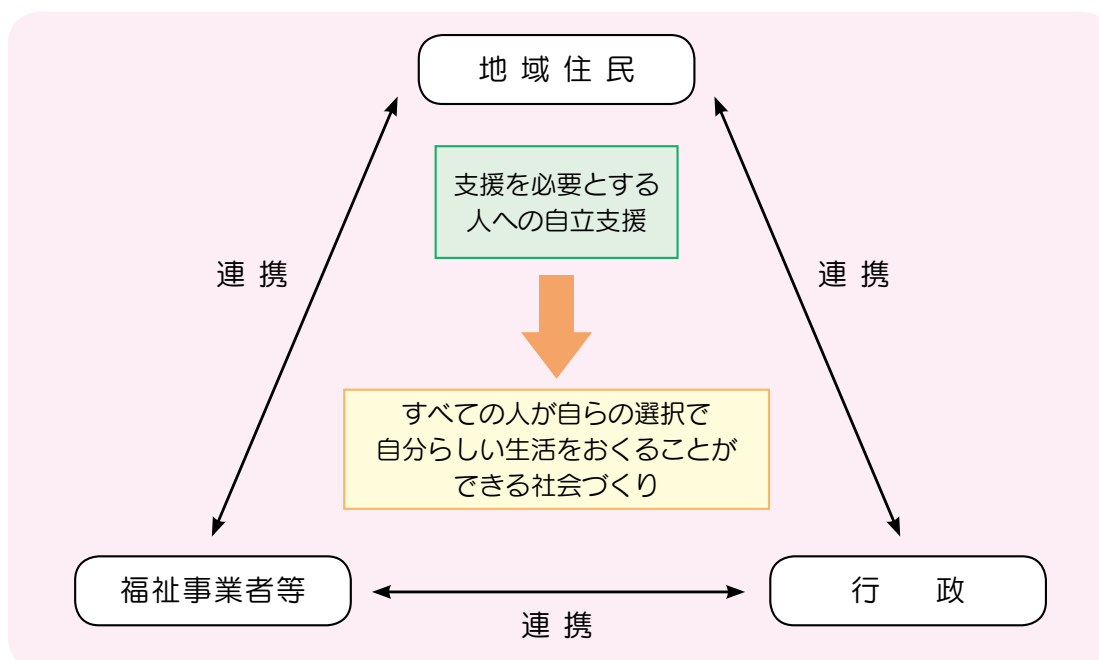
津久見市

津久見市地域福祉計画とは

少子高齢化や世帯規模の縮小化等に伴い、私たちが住む地域には、一人暮らしで話し相手のいない高齢者、障がいがあり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。また、価値観や生活様式の多様化等により人と人とのつながりが希薄になる中で、対人的な不安やストレスを感じたり、社会的に孤立したりするといった問題も生じています。

これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題への対応は、もはや行政による対象者ごとの福祉サービスだけでは十分とは言えません。住民誰もが幸せに暮らせる地域社会を実現するためには、地域の人びとの支え合い・助け合いはもとより、地域の防犯・防災、自然環境の保護などの住民活動と一体になった広い意味での地域福祉活動が求められています。

津久見市では、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わり、すべての市民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進めていくための指針となるべき計画として、「津久見市地域福祉計画」（平成20～24年度）を策定しました。



計画の 基本理念

もっとやさしい“つくみ”のこれから
～つなぐ・広げる・地域の輪～

住み慣れた地域で生きがいと安心を持って暮らすことは多くの市民の願いです。地域で暮らす様々な人々の個性や価値観を認め合い、たとえいろいろな困難を抱えている人がいたとしても、その人の基本的人権を認め、支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、地域社会への参加と参画を促し、共に生きる社会をつくっていかねばなりません。

この計画では、「つなぐ・広げる・地域の輪」を合い言葉に、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりによって、「もっとやさしい“つくみ”のこれから」の実現を目指します。

計画の体系

基本理念

もっとやさしい“つくり”のこれから
～つなぐ・広げる・地域の輪～

基本目標

1. 支え合い・助け合いのあるまちづくり

基本目標達成のための取り組み

- ①地域における支え合いの意識づくり
- ②交流・ふれあいの促進
- ③地域における支え合いのしくみづくり
- ④共に生きる社会づくり
- ⑤ボランティア活動の促進
- ⑥地域における子育て支援の促進

基本目標

2. 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

基本目標達成のための取り組み

- ①きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり
- ②地域のニーズに対応したサービス基盤の整備
- ③適切なサービス利用の促進

基本目標

3. 健康で生きがいの持てるまちづくり

基本目標達成のための取り組み

- ①地域ぐるみで健康づくり・介護予防
- ②障がいのある人等に対する就労支援
- ③生きがい活動の促進

基本目標

4. 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本目標達成のための取り組み

- ①緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり
- ②地域ぐるみで見守り、防犯活動
- ③医療機関の充実及びへき地医療の推進体制の整備等
- ④バリアフリー^{※1}、ユニバーサルデザイン^{※2}のまちづくり

※1バリアフリー【Barrier free】:

もともとは建築用語で「バリア(障壁)」を「フリー(除去)」,つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いから、最近では高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、あらゆる障壁を除去することを意味するようになっていく。

※2ユニバーサルデザイン【Universal Design】:

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象は、ハード(都市施設や製品など)からソフト(教育や文化、サービスなど)に至るまで多岐にわたっている。

基本目標 1

支え合い・助け合いのあるまちづくり

取り組み① 地域における支え合いの意識づくり

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

隣近所との関わり的重要性についての理解を深め、自らが地域を構成する一人であるとの意識の啓発を図るとともに、地域における活動への積極的な参加を促進します。

地域住民の役割

- あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持ちます。
- 隣近所や自治会（町内会や区など）等の役割を再認識します。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。



取り組み② 交流・ふれあいの促進

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

地域における市民の交流・ふれあいを促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、誰もが気軽に集うことができる交流スペースの確保と交流機会の充実を図ります。

地域住民の役割

- 隣近所や趣味を共に楽しむ者同士が日常生活の延長として集い、語らいの場や楽しみの場を積極的に持つよう、心がけます。
- 地域の行事やイベントなど、楽しみながら交流できる場に積極的に参加するとともに、世代間交流の機会をつくります。
- 地区の公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用していきます。

取り組み③ 地域における支え合いのしくみづくり

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

地域における助け合い、見守り、声かけ活動をはじめとする地域福祉活動の強化を図るために、小地域におけるネットワークづくりを進め、情報の交換と共有を行い、地域における支え合いのしくみを実現させます。

地域住民の役割

- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。
- 民生委員・児童委員や介護予防推進員の役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支え合いに必要な情報交換に努めます。
- 地域の生活課題を解決するために、地域でできる福祉活動と問題について話し合い、地域に密着した住民主体となる福祉活動を行う拠点の確保に努めます。また、その活動拠点には、イベントや当番医の情報、住民健診の日程等を掲示する場を設け、地域住民に対する情報発信に努めます。

取り組み④ 共に生きる社会づくり

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

自治会や学校、社会福祉協議会、地域の福祉事業者等との連携により、各種啓発活動や人権教育・福祉教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流・ふれあい機会の充実により、心のバリアフリーと多様性の理解を促進します。

地域住民の役割

- 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。
- 高齢者や障がいのある人に対する思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。

取り組み⑤ ボランティア活動の促進

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

市民のボランティア参加の機会を増やすため、ボランティア情報の収集・提供の充実を図ります。また、住民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成するとともに、現在活動しているボランティア団体等の運営支援はもとより、新しい支援ニーズに合わせた地域ボランティアの育成に努めます。

地域住民の役割

- ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。
- 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。

取り組み⑥ 地域における子育て支援の促進

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

子育て支援センターを子育て中の親子が気軽に集える子育てに係る相談・情報提供の拠点とし、関係機関や地域組織とも連携を取りながら、地域ぐるみの子育て支援を図ります。また、子育てサークルの育成を支援し、子育て中の親のネットワークづくりを促進します。

地域住民の役割

- 子育ての当事者は、子育てサークルに加入するなど、気軽に話し合える子育て仲間をつくったりして、悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談します。
- 子育てをする人が身近にいる場合、気軽に話し相手になり、知識や情報を交換するようにします。
- 親子で日ごろから地域の人とのかかわりを持ち、「地域の子ども」として認識してもらうよう努めます。



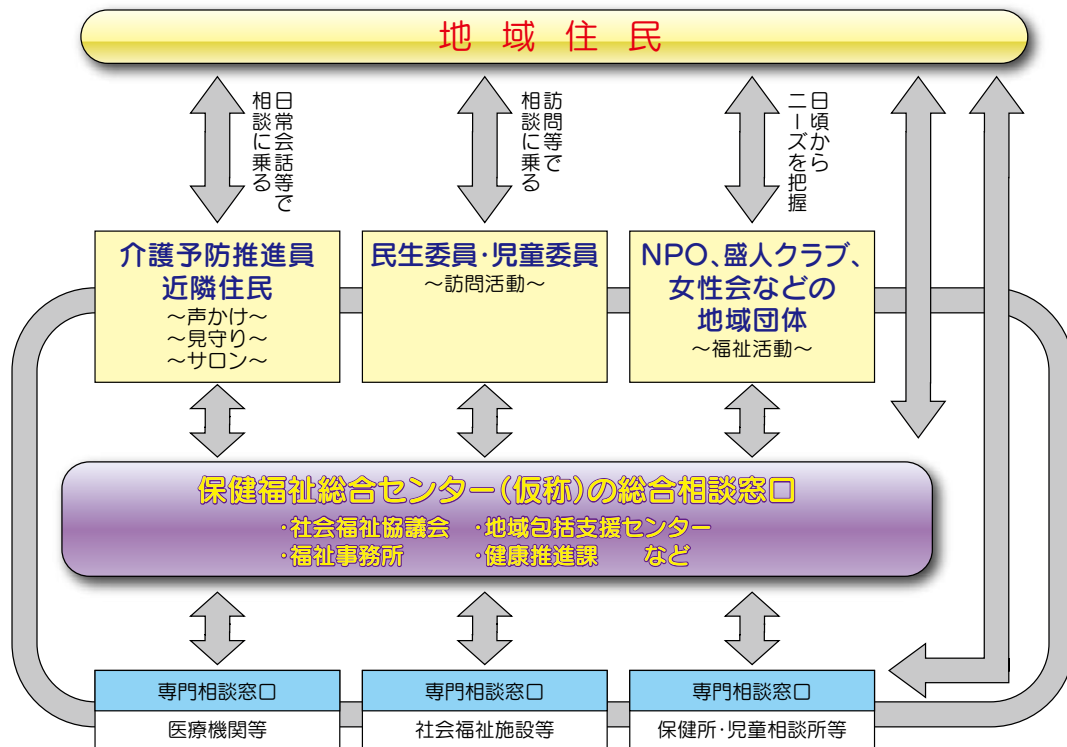
利用者本位のサービスが 受けられるまちづくり

基本目標 2

取り組み① きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり

市報やホームページはもちろん、地域における口コミや回覧板、マイク放送等も活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。

また、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、地域福祉の拠点施設として「保健福祉総合センター（仮称）」の整備に向け、どこに相談すればよいかわからず、相談が遅れてしまうといったことのないよう、様々な分野の相談に対応できる総合相談窓口の設置や、身近なところでいろいろな人が相談に乗ってくれるような地域のしくみづくりを行い、しかるべき相談窓口につながる相談支援体制を構築します。さらに、福祉巡回相談の実施など、地域に出向き、潜在化しているニーズを早期に把握し、対応していくための取り組みを進めるとともに、「保健福祉総合センター（仮称）」を核に、関係機関との連携の下、地域にあるインフォーマルサービスを含めた人的、物的、技術的資源を組み合わせたケアマネジメントができる体制を整備していきます。



取り組み② 地域のニーズに対応したサービス基盤の整備

市民ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅サービスのみならず、施設・居住系サービス基盤の整備を図るとともに、居住地区によるサービス利用格差の解消に努めます。

取り組み③ 適切なサービス利用の促進

福祉サービス事業者に対し、第三者評価の実施と結果の公開を促すとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決制度の周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。

基本目標 ③

健康で生きがいの持てるまちづくり

取り組み① 地域ぐるみで健康づくり・介護予防

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

健康づくりや介護予防に関する情報提供や意識の啓発に努めるとともに、各地区単位で実践する介護予防や健康づくりを支援することによって、市民の健康寿命の延伸を図ります。

地域住民の役割

- 住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等、健康づくりを実践します。
- 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや体操を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。

取り組み② 障がいのある人等に対する就労支援

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

雇用関係機関と連携し、障がいのある人の就労支援と就労の場の確保に努めるとともに、ひとり親家庭の母親の就労と子育て支援の充実を図ります。

地域住民の役割

- 地域で暮らす障がいのある人やひとり親家庭を温かく見守り、就労や子育てを支援します。

取り組み③ 生きがい活動の促進

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

生涯学習や就労、ボランティア活動など、自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生きがいを感じることでできる機会を増やすとともに、生きがいづくりの視点から、地域福祉活動の推進役になろうとする人材の確保を図ります。

地域住民の役割

- 自らの意思や意欲に基づき、生涯学習やスポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らします。
- 自らの技術や経験を次世代に伝え広めることで、生きがいを追求します。
- 地域で開催される「ふれあいいきいきサロン」等に参加し、仲間づくりや世代間交流を積極的に行います。



取り組み① 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

「津久見市地域防災計画」に基づき、地域において相互に助け合える地域防災ネットワークの形成を推進し、地域の防災力の向上に努めるとともに、要援護者に配慮した福祉避難所の拡充を図ります。

地域住民の役割

- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。
- 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行うとともに、災害時要援護者に配慮した防災体制の点検を行います。
- 「災害時要援護者福祉マップ」を活用し、日頃から高齢者や障がいのある人などの存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、災害時要援護者避難支援個別計画の策定に積極的に協力します。

取り組み② 地域ぐるみで見守り、防犯活動

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、地域の防犯力を高めます。

地域住民の役割

- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加するとともに、防犯情報の共有を図ります。
- 防犯パトロール体制を充実させ、地域の安全は自分たちで守ります。
- 登下校の時間帯に合わせた買い物や犬の散歩などを行い、地域で子どもたちを犯罪から守ります。

取り組み③ 医療機関の充実及びへき地医療の推進体制の整備等

行政の役割

県や医師会とも連携し、医療機関の充実とへき地医療の推進体制の整備及び救急医療体制のさらなる強化に努めます。

地域住民の役割

- かかりつけ医を持ち、日常の体調管理に努めます。
- 家庭における看護方法や正しい応急処置法を身に付けます。

取り組み④ バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり

行政や社会福祉協議会、福祉事業者等の役割

バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

地域住民の役割

- 学校や商店街などと連携して、地域におけるバリアチェックを行い、その改善方策を検討します。
- 杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法な駐車や駐輪は絶対にしません。